



様式第二十五号の三 (第十二条の十一の十関係)

熱回収施設設置者認定証

令和4年3月28日

住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

氏 名 株式会社旭商会

代表取締役 根本 敏子

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定により、産業廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

相模原市長 本村 賢太郎



認 定 の 年 月 日	令和4年3月28日
認 定 の 有 効 年 月 日	令和9年3月27日
認 定 番 号	T01002378
熱回収施設の設置の場所	相模原市緑区下九沢2096-1
熱 回 収 の 方 法	発電以外の熱利用
熱回収に必要な設備	熱交換器
熱 回 収 率	18.2%
留 意 事 項	1. 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。 2. 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。

(日本産業規格 A列4番)

COPY

